

胎農第1259号
令和6年11月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

胎内市長 井畠明彦

市町村名 (市町村コード)	新潟県胎内市 (15227)
地域名 (地域内農業集落名)	本条地区 (本郷、西条、赤川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月6日、令和6年7月18日 (第1～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は市街地に隣接した地域であり、農業法人5法人、認定農業者11人、その他農業者4人が水稻を中心に農業経営を行っている。農地は中心経営体である農業法人5法人に概ね集積されており、担い手が十分に確保できている。次期担い手への農業技術の継承と、農業所得の向上が必要だという意見が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・引き続き中心経営体である5法人へ集積していく。
- ・耕作条件の悪い農地は基盤整備事業等を活用する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	193.43 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	193.43 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

本郷、西条、赤川集落の農振農用地区域内の、農業上の利用が行われる農地を当該区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・当該地域の農地利用は、中心経営体である農業法人5法人、認定農業者11人、その他農業者4人が担う。
- ・引き続き農業法人中心に集積していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

原則として、離農や経営移譲する人は農地を中間管理機構に貸し付ける。

(3) 基盤整備事業への取組方針

耕作条件の悪い農地は基盤整備事業等の活用により耕作条件を改善していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

後継者への農業技術の継承に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】